

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍産市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍産市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	黒原 (黒原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・作付けは、ほぼ水稲(約8割)で、自家消費野菜(約2割)が少しあるが、推進作物はない。
・当地区は、隣接集落から離れた山間地域である状況を考慮し、集落内でどのように農地を守っていくかを定期的に話し合い、集落で中心となる担い手を育てる体制を作っていく。また、今後、離農や規模縮小が生じる場合は、集落内で協議し、中心となる担い手に過度な負担とならないよう地域ぐるみで農地の保全が行えるように努める。
・鳥獣被害については、地区全体の問題として、関係者での協議を行うよう努め、対策を行う。
・農業施設の維持管理については、地区内の景観保全や災害の未然防止の意識共有を図り、集落内で担い手と共同で計画的に実施するよう努める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・作付けは、ほぼ水稲(約8割)で、自家消費野菜(約2割)が少しあるが、推進作物はない。
・当地区は、隣接集落から離れた山間地域である状況を考慮し、集落内でどのように農地を守っていくかを定期的に話し合い、集落で中心となる担い手を育てる体制を作っていく。また、今後、離農や規模縮小が生じる場合は、集落内で協議し、中心となる担い手に過度な負担とならないよう地域ぐるみで農地の保全が行えるように努める。
・鳥獣被害については、地区全体の問題として、関係者での協議を行うよう努め、対策を行う。
・農業施設の維持管理については、地区内の景観保全や災害の未然防止の意識共有を図り、集落内で担い手と共同で計画的に実施するよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、農業を担う者への農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については、ほ場整備が完了している。農地の大区画化等の更なる基盤整備事業への取組は考えていない。水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の一部を(一財)宍粟北みどり農林公社に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落全体で協議を行い、多面的機能支払交付金などの補助事業の活用も視野に入れ、集落で話し合いを行う。また、小規模の団地については、市の補助事業などの活用を検討する。
- ⑦畦畔の草刈りや水路清掃など、耕作者が高齢化していく中で、役割分担として次世代が関与する仕組みを確立する。
- ⑧集落全体で協議を行い、補助事業を活用し、地域ぐるみで農地や施設の維持管理を行える体制づくりを構築し、定期的な保全活動を行う。